

令和5年

第3回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第3回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和5年3月17日
訓子府町招集通知の日 令和5年3月17日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和5年3月27日(月) 午後1時30分
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
10. 齊藤博行	11. 佐々木直幸	12. 石澤和也
13. 山田恵美子	14. 寺町昌恭	

欠席委員

署名委員

2. 宮本憲司 3. 鎌田勝子

事務局職員

事務局長 今田和則
業務係長 高内淳次

提出議案

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について
議案第7号 「令和5年度の農業委員会による最適化活動の目標」について

今田局長	<p>令和5年第3回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
今田局長	<p>——細川会長挨拶——</p>
議 長 (細川会長)	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。</p>
今田局長	<p>ただいまから令和5年第3回農業委員会を開会いたします。</p>
議 長	<p>ただちに、本日の会議を開きます。 事務局より「諸般の報告」をお願いします。 ご報告を申しあげます。 本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p>
議 長	<p>本日の議件は議案が7件でございます。本日の議事録署名委員は2番宮本委員、3番鎌田委員にお願いいたします。</p>
	<p>——議案第1号——</p>
議 長 高内係長	<p>議案第1号を上程します。事務局説明願ひます。 議案第1号について説明いたします。 通知は3件でございます。 (3件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
高内係長	<p>番号1番、番号2番は親子間で贈与をするために使用貸借を合意解約をするものとなります。また番号3番については離農するために使用貸借を合意解約するものとなります。</p>
議 長	<p>説明については以上です。 それでは審議に入ります。 1件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>2件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>3件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
	<p>——議案第2号——</p>
議 長 高内係長	<p>議案第2号を上程いたします。今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は3件となっております。事務局説明願ひます。 議案第2号について説明いたします。 今回は3件の申請ですが、番号1番と番号2番が贈与、番号3番が賃貸借となっております。</p>

<p>高内係長</p>	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>番号1番と番号2番については、議案第1号でもご説明させていただきましてとおり、親子間で贈与するものとなります。</p> <p>番号3番は、所有者が代表となり令和4年5月に農産物の生産、加工、販売などを行うことを目的に合同会社を立ち上げているものですが、今年から所有者の一部の畑を合同会社に賃貸し農産物の生産をはじめめるものであります。なお、本件については合同会社の経営面積が農地法第3条第2項各号の要件であります下限面積要件の「経営面積が2ヘクタール以上」について満たしておりませんが、4月から農地法が改正され下限面積要件が廃止されるため、4月1日を許可日することといたします。</p> <p>また、番号1番、番号2番についても農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺います。1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
<p>山本委員 議長</p>	<p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議長 近藤委員 議長</p>	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議長 石澤委員 議長</p>	<p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第3号——</p>
<p>議長 高内係長</p>	<p>議案第3号を上程いたします。事務局説明願います。</p> <p>議案第3号について説明いたします。</p> <p>今回、審議していただく案件は1件となります。</p>
<p>高内係長</p>	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>今回、審議していただく件は、先程現地にて確認いただいた農地であり、農業倉庫を建設するために申請があったものです。</p> <p>農地転用の概要は、農業倉庫用地が118.46平方メートル、土地造成用地の面積が170.43平方メートルで合計288.89</p>

<p>議 長 寺町委員 議 長 議 長</p>	<p>平方メートルとなっており、事業費は635万8千円で自己資金での支払いとなっております。</p> <p>また、農用区域の用途変更については3月13日付けで北海道オホーツク振興局から許可が下りております。</p> <p>なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承承願いたします。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第4号——</p>
<p>議 長 高内係長 高内係長</p>	<p>議案第4号を上程します。事務局説明願います。</p> <p>議案第4号について説明いたします。</p> <p>今回、審議していただく案件は1件となります。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>今回、審議していただく件は、先程現地にて確認いただいた農地であり、玉ねぎ貯蔵施設と選果施設を建設するために申請があったものです。</p> <p>農地転用の概要は、玉ねぎ貯蔵施設と選果施設が427.68平方メートル、コンテナ置場のための土地造成が1,302.12平方メートルで計合計1,729.8平方メートルとなっており、事業費は4,400万円で全額融資利用となっております。</p> <p>また、農用区域の除外については3月13日付けで北海道オホーツク振興局から許可が下りております。</p> <p>なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承承願いたします。</p>
<p>議 長 久積委員 議 長</p>	<p>説明については以上です。</p> <p>審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>

議 長	疑義が無いようなので、可決決定いたします。
——議案第5号——	
議 長 高内係長	議案第5号を上程いたします。事務局説明願います。 議案第5号について説明いたします。
高内係長	今回、審議していただく農用地利用集積計画は賃貸借6件でございます。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)
高内係長	今回の6件の賃貸借については、1月の総会で所有者から北海道農業公社へ売買した土地であり、6件すべて北海道農業公社との賃貸借となっております。
議 長	説明については以上です。 それでは審議に入ります。
議 長	1件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	2件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	3件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	4件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	5件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	6件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	以上6件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。
——議案第6号——	
議 長 高内係長	議案第6号を上程いたします。事務局説明願います。 議案第6号について説明いたします。
高内係長	(以下議案により説明。)
今田局長	お手元に配布しております資料をご覧ください。なお、この資料の説明は今田局長から行います。
今田局長	別紙、訓子府町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」により説明いたします。
今田局長	議案書の説明のとおり、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、これまで努力義務としておりました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」が必須となったことから今回制定するものであります。

	<p>それでは1枚目の表ですが、第1として「基本的な考え方」を示しております。</p> <p>後ほど説明いたします、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化等の考え方を記載しております。なお、この指針は農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことも併せて記載しております。</p> <p>1枚目裏以降は、第2として「具体的な目標、推進方法及び評価方法」を3点示しております。</p> <p>まず、1点目は「遊休農地の発生防止と解消について」、遊休農地の解消目標、遊休農地の発生防止と解消の具体的な推進方法、遊休農地の発生防止・解消の評価方法を記載しております。</p> <p>本町については、現状、遊休農地は発生しておりませんが、これまで同様、農地パトロール及び利用意向調査の実施、状況に応じて速やかな非農地判断を行っていくこととします。</p> <p>2点目は、「担い手への農地利用の集積・集約化について」、担い手への農地利用集積目標、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法、担い手への農地の利用の集積・集約化の評価方法を記載しております。</p> <p>現状の集積面積は農地台帳から集計した面積となっております。又、具体的な推進方法については、今後作成されます「地域計画」に基づいた内容となっておりますのでご留意ください。</p> <p>3点目は、「新規参入の促進について」、新規参入の促進目標、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法、新規参入の促進の評価方法を記載しております。</p> <p>本町については、現状、新規参入はほとんどありませんが、状況に応じて相談等対応していくこととします。</p> <p>最後、3枚目表に第3として「「地域計画」の目標を達成するための役割」を5点示しております。内容については、農業委員の積極的な活動推進をうたったものとなっております。</p>
議 長	<p>説明については以上です。</p> <p>それでは、審議に入ります。</p> <p>本指針について何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第7号——</p>
議 長 高内係長	<p>議案第7号を上程いたします。事務局説明願います。</p> <p>議案第7号について説明いたします。</p> <p>(以下議案により説明。)</p> <p>お手元に配布しております資料をご覧ください。なお、この資料の</p>

<p>今田局長</p>	<p>説明は今田局長から行います。 別紙、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」により説明いたします。</p> <p>1枚目表は、「農業委員会の状況」について、4月1日現在の農業委員会の現在の体制、農地・農家等の概要を記載しております。</p> <p>1枚目裏以降は、「最適化活動の目標」として2点ございます。</p> <p>まず、1点目として「最適化活動の成果目標」であります。これは農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の単年度の目標を記載しております。1枚目裏中段にあります新規集積面積は19ヘクタールとしておりますが、これにつきましては2枚目裏の「推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標」にてご確認願います。</p> <p>次に2点目として、2枚目表にございます「最適化活動の活動目標」ですが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標等を記載しております。</p> <p>農業委員一人当たりの活動日数は月5日、活動強化月間は農地パトロール実施時期・農地あっせんが集中する秋以降を設定しております。</p> <p>本目標について、可決決定した場合は町ホームページにて公表することとなりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明については以上です。 それでは、審議に入ります。 本件について何か質問ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>——ありませんの声—— 疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p> <p>上記会議の顛末を記録し議事録とする。 令和5年3月27日 訓子府町農業委員会 会長 細川孝雄</p> <p>議長</p> <p>署名委員 2番</p> <p>署名委員 3番</p>